

豊中市防災協力農地登録制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、災害発生時における生活用水（井戸）の確保、復旧活動のために活用できる農地をあらかじめ登録しておくことにより、災害復旧活動の円滑化等を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害のうち、豊中市地域防災計画に基づき豊中市災害対策本部が設置されたものをいう。
- (2) 防災協力農地 災害が発生したときに、生活用水（井戸）の確保、復旧用資機材置場又は復旧活動多目的用地、仮設住宅建設用地として使用する農地をいう。
- (3) 生活用水（井戸）の確保 災害が発生したときに、生活用水を市民に提供できる井戸として豊中市災害時生活用水確保事業実施要領の規定に基づく「災害時協力井戸」として登録することをいう。
- (4) 復旧用資機材置場 応急仮設住宅建設用の資機材、鋼材、木材、袋詰めセメントその他の災害復旧工事に必要と認められる資機材及びこれらに準ずるものを仮置きする場所をいう。
- (5) 復旧活動多目的用地 復旧活動のための車両の駐車、仮設トイレ等の設置、災害ボランティアの受入れその他の被災者支援を目的とした活動に使用する場所をいう。
- (6) 仮設住宅建設用地 応急仮設住宅を建設する用地をいう。

(登録対象農地)

第3条 登録対象農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 豊中市内のおおむね300平方メートル以上の一団の農地
- (2) 既に本要綱において登録されている防災協力農地に接する農地

(登録の申込み)

第4条 自己の所有する農地を防災協力農地として登録しようとする者は、豊中市防災協力農地登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申込者は、申込みをする農地に小作権等の権利が設定されているときは、当該権利を有する者の同意を得なければならない。

3 第1項の登録申込書には、登録を受けようとする農地について、次に掲げる防災協力農地の用途のうち、いずれかの用途を指定して記入しなければならない。

- (1) 生活用水（井戸）の確保
- (2) 復旧用資機材置場
- (3) 復旧活動多目的用地

(4) 仮設住宅建設用地

(登録等)

第5条 市長は、前条第1項の登録申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申込みに係る農地を防災協力農地として登録することが適当と認める場合は、当該農地を豊中市防災協力農地登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に記載するとともに、当該申込みをした者に対して豊中市防災協力農地登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(登録の期間及び更新)

第6条 防災協力農地の登録期間は、登録証を交付した日から2年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録期間満了の日までに、登録者から登録期間を更新しない旨の意思表示がないときは、同日の翌日から3年間登録期間を更新するものとする。当該更新した登録期間について登録者から更新しない旨の意思表示がないときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により登録期間の更新をしたときは、その都度、当該登録者に登録証を交付する。

(登録の取消)

第7条 登録者が、登録期間中において防災協力農地の登録を取り消そうとするときは、豊中市防災協力農地登録取消届（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録農地が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、登録農地の登録を消除するものとする。

(1) 防災協力農地の所有者が変更したとき（所有者が死亡し、所有権の移転登記がなされていない場合を含む。）。

(2) 第3条各号に該当しないこととなったとき。

(登録防災協力農地の使用)

第8条 災害が発生した場合において、市長が必要と認めるときは、市長は、登録農地を生活用水（井戸）の確保、復旧用資機材置場又は復旧活動多目的用地又は仮設住宅建設用地等として使用することができる。

2 市長は、前項の規定により当該登録農地を生活用水（井戸）の提供を行う場合又は復旧用資機材置場又は復旧活動多目的用地又は仮設住宅建設用地等として使用する場合は、登録者及び小作権等の権利者に対し、当該使用について文書で依頼し、その承諾を得なければならない。ただし、市長が緊急のためやむを得ないと認めたときは、口頭その他文書以外の方法によって依頼、承諾を得た後、文書で依頼、承諾を得るものとする。

2 前項の規定による依頼は、豊中市防災協力農地使用依頼書（様式第5号）により行うものとする。

3 第2項の規定による承諾は、豊中市防災協力農地使用承諾書（様式第6号）により行うものとする。

(使用期間)

第 9 条 登録農地の使用期間は、2 年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めた場合は、当該登録者の同意を得て、これを延長することがある。

(補償等)

第 1 0 条 登録農地を使用した場合には、市長は当該登録者に対して、別表に定める補償及び土地使用料等を支給する。

2 前項の補償及び土地使用料の支払いは予算の範囲内で行うものとする。

(原状回復)

第 1 1 条 市長は、登録農地の使用を終了したときは、速やかにこれを原状に回復し、登録者に返還するものとする。

(細 則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

1 登録農地を復旧資機材置場又は復旧活動多目的用地又は仮設住宅建設用地等として使用する場合

土地使用料	次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を合算した額 (1) 固定資産税及び都市計画税相当額 当該土地の固定資産税及び都市計画税の額を使用月数に応じて計算した額に相当する額 (2) 使用料 前号に定める額
農業補償額	当該土地における農業収入の見込み額又は立毛の粗収入見込み額。ただし、立毛に市場による価格があるときは、その処分価格を控除した額。

備考

1. 生産緑地における当該農地の土地使用料等の計算については、生産緑地から指定除外した場合の税相当額とする。
2. 使用月数を計算する場合において、1 月未満は 1 月として計算する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

豊中市防災協力農地登録申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

次の農地について、防災協力農地の登録を受けたいので、豊中市防災協力農地登録制度要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申込みします。

農地の所在地	現況 地目	面 積 (㎡)	生産緑地	生産緑 地以外	権利者の同意欄	用途 (希望する該当番号 に○)
					権利者名	
						1 2 3 4
						1 2 3 4
						1 2 3 4
						1 2 3 4

用途

- (1) 生活用水（井戸）の確保
- (2) 復旧用資機材置場
- (3) 復旧活動多目的用地
- (4) 仮設住宅建設用地

※使用については、市が登録者に依頼し、承諾を得た場合に限る。

注意 農地に小作権等の権利が設定されている場合は、権利者の同意欄に権利者の署名が必要です。

様式第2号 (5条関係)

豐中市防災協力農地登録簿

[illegible]

様式第 3 号（第 5 条関係）

豊中市防災協力農地登録証

年 月 日

様

豊中市長

1 登録農地の概要

登録番号	所在地	現況	面積 (㎡)	用途

用途

- (1) 生活用水（井戸）の確保
- (2) 復旧用資機材置場
- (3) 復旧活動多目的用地
- (4) 仮設住宅建設用地

2 登録期間 年 月 日 から 年 3 月 3 1 日まで

※使用については、市が登録者に依頼し、承諾を得た場合に限る。

様式第4号（第7条関係）

豊中市防災協力農地登録取消届

年 月 日

豐中市長

様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

次の農地について、防災協力農地の登録を取り消したいので、豊中市防災協力農地登録制度要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	農地の所在地	登録期間

様式第 5 号（第 8 条関係）

豊中市防災協力農地使用依頼書

第 号

年 月 日

様

豊中市長

下記の農地について、

生活用水（井戸）の確保
復旧用資機材置場
復旧活動多目的用地
仮設住宅建設用地

として使用する必要が生じたので、豊中市防災協力農地登録制度要綱第 8 条の規定により、依頼します。

記

1 使用を依頼する農地

2 使用期間 年 月 日 から 年 月 日

3 土地使用料・補償

4 使用条件

5 その他

使用期間の末日までに原状回復して返還します。

様式第 6 号（第 8 条関係）

豊中市防災協力農地使用承諾書

年 月 日

豊中市長 様

登録者 住 所
氏 名
電話番号

※本人が自署しない場合は、記名押印してください。

年 月 日付 第 号により依頼のありました、防災協力農地の使用
について、下記のとおり回答します。

記

1 回答（いずれか該当するものを○で囲んでください。）

承諾します。
承諾しません。

2 内容

登録番号	
所在	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用用途	
使用条件	